

令和8年7月3日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

未来社会特別委員会資料

目 次

ページ

I	交通安全対策の取組	1
1	交通安全対策の推進	1
(1)	交通安全対策会議における推進	1
(2)	神奈川県交通安全対策協議会における推進	1
2	交通安全施設の整備	2
3	通学路における安全対策	2
4	踏切道における安全対策	2
5	神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	2
6	自転車等の安全利用に向けた取組	2
7	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	3
8	無電柱化の推進	3
(参考)	第12次神奈川県交通安全計画の概要	4
II	犯罪の起きにくい地域社会づくり	5
1	地域の防犯活動の推進	5
(1)	地域の防犯活動推進の取組	5
(2)	犯罪情勢に即した広報啓発活動の推進	10
2	特殊詐欺被害防止対策	10
(1)	効果的な広報啓発活動	10
(2)	官民一体となった未然防止対策	11
3	消費者被害未然防止・拡大防止対策の取組	11
(1)	消費生活相談の状況	11
(2)	消費者被害未然防止に向けた主な取組	12
(3)	消費者被害拡大防止に向けた主な取組	13
III	観光振興の取組	15
1	神奈川県観光振興計画の改定について	15
(1)	改定の経緯	15
(2)	現行計画の主な内容	15
(3)	改定の概要	15
(4)	改定骨子案	16
(5)	スケジュール（想定）	16

2	かながわ観光連携エリアの取組	19
(1)	かながわ観光連携エリアの概要	19
(2)	連携エリアの観光戦略	19
(3)	連携エリアに対する支援策	20
(4)	スケジュール	22

I 交通安全対策の取組

1 交通安全対策の推進

(1) 交通安全対策会議における推進

本県における交通安全対策は、交通安全対策基本法及び神奈川県交通安全対策会議条例に基づき設置する神奈川県交通安全対策会議が、県内における陸上交通（道路交通、鉄道交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めた「神奈川県交通安全計画」と当該計画に沿って、年度ごとに講ずべき施策をまとめた「神奈川県交通安全実施計画」により推進している。

ア 第12次神奈川県交通安全計画

「令和12年までに年間の24時間死者数を100人以下とする」抑止目標を掲げ、令和8年度から令和12年度までの5年間に取り組むべき施策を定めており、当該計画に沿って県、市町村、鉄道事業者、各道路管理者等が交通安全対策を推進している。

イ 令和8年度神奈川県交通安全実施計画

「第12次神奈川県交通安全計画」に基づいて、単年度に取り組むべき具体的な施策を定め、同計画の着実な推進を図っている。

(2) 神奈川県交通安全対策協議会における推進

県内223の行政機関、民間団体等で構成される神奈川県交通安全対策協議会を設置し、関係者が相互に緊密に連携して一体となった総合的交通安全対策を推進している。

同協議会に次の5つの専門部会を設置し、個別施策について機動的に取り組んでいる。

ア 専門部会

- ・ 交通安全部会
- ・ 交通施設部会
- ・ 踏切対策部会
- ・ 暴走族追放部会
- ・ 高齢者対策部会

イ 交通死亡事故多発警報

交通死亡事故が一定期間に多発した場合に、県民への注意喚起を促すため、交通死亡事故多発警報を発表し、関係機関・団体との連

携による交通死亡事故抑止対策の強化を図るための制度を令和4年7月11日から運用している。

令和8年4月21日に、制度運用開始後3回目となる警報を発表した。

2 交通安全施設の整備

県管理道路では、事故の発生が多い区間等において、防護柵や路面標示等の安全施設を設置するなどの対策を進めている。

また、交差点及びその付近の交通事故の防止を図るため、交差点の改良を行っているほか、歩行者、自転車利用者等の安全を確保するため、歩道の整備等を行っている。

3 通学路における安全対策

通学路において、歩道等の整備のほか、信号機、横断歩道等による交通規制を実施している。

教育委員会、県土整備局、くらし安全防災局及び県警察による「神奈川県通学路安全対策連絡会議」において通学路の交通安全対策に係る情報交換や対策の調整を行い、通学路における安全対策を推進している。

4 踏切道における安全対策

踏切道の立体交差化、拡幅等の構造改良、鉄道事業者による保安設備の整備及び踏切事故防止に関する広報啓発活動を推進している。

5 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成31年4月に施行した自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化を柱とする条例の実効性を担保するため、引き続き自転車の基本的なルール・マナーの周知を図っていく。

本条例は、令和5年4月の道路交通法の改正による自転車乗車用ヘルメットの全年齢努力義務化を踏まえ、ヘルメット着用を一層促進するため、令和7年10月に条例の一部改正を行い、これまで幼児、児童、高齢者をヘルメット着用促進の対象としていたものを、全年齢に拡大した。

6 自転車等の安全利用に向けた取組

全ての自転車等利用者に対して、自転車等の安全利用を周知するため、神奈川県警察公式アプリ搭載の交通ルール学習機能「スマートチリリンスクール」、県が作成した「自転車ルールブック」等を活用するなどし、

引き続き広報啓発を推進していく。

7 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高速道路などの高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進している。

8 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保などの観点から、無電柱化推進計画を策定し、電線共同溝の整備を行うなど、一層の無電柱化を推進している。

第12次神奈川県交通安全計画の概要

神奈川県交通安全計画について

交通安全対策基本法に基づき5か年に一度、国・各都道府県が策定し、昭和46年から始まって今回が第12次の交通安全計画となる。また、各年度毎には、この交通安全計画を着実に推進するため、交通安全実施計画も策定している。

計画の目指すもの

安全で円滑な交通環境の確立に向けて、県及び関係行政機関相互が連携し、関係団体・事業者、学校、地域など、交通社会を構築する多くの主体の方々と協働しながら、実施計画を着実に推進することで、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

計画の目標

「令和12年度までに年間の24時間死者数を100人以下とする。」

交通事故状況の推移

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
発生件数(件)	20,630	21,660	21,098	21,870	20,750	21,324
死者数(人)	140	142	113	115	109	139
負傷者数(人)	23,904	25,062	24,382	25,644	24,123	24,463

計画の構成

- 第1章 道路交通の安全
- 第2章 鉄道交通の安全
- 第3章 踏切道における交通の安全

Ⅱ 犯罪の起きにくい地域社会づくり

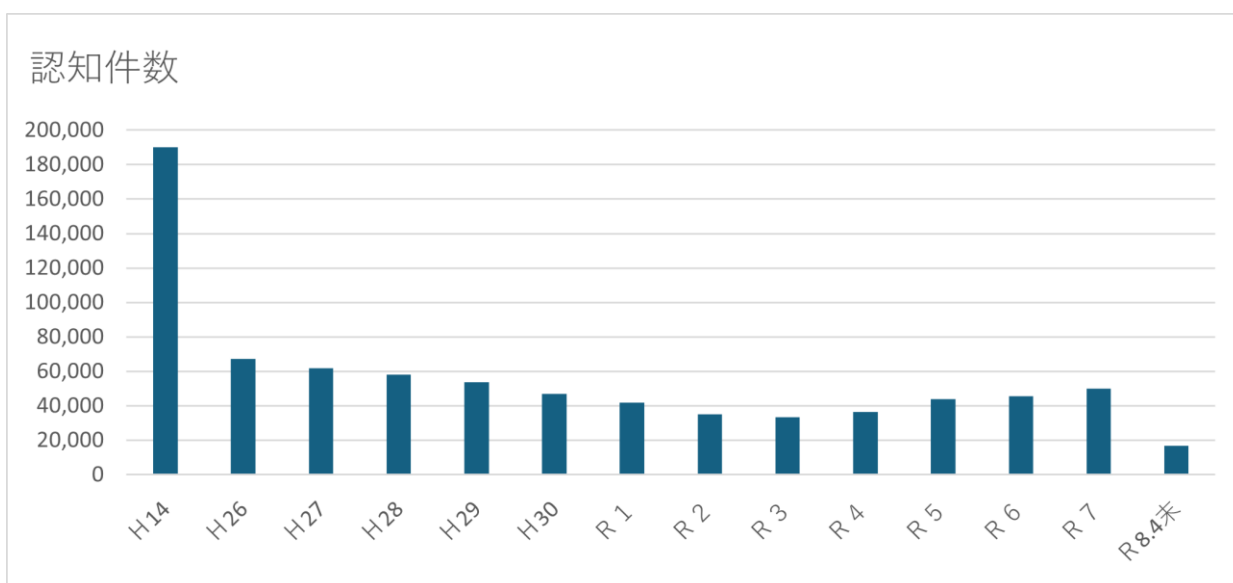
1 地域の防犯活動の推進

(1) 地域の防犯活動推進の取組

ア 県内の犯罪情勢等

(ア) 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数は戦後最多を記録した平成14年から減少傾向であったが、令和4年から増加に転じた。

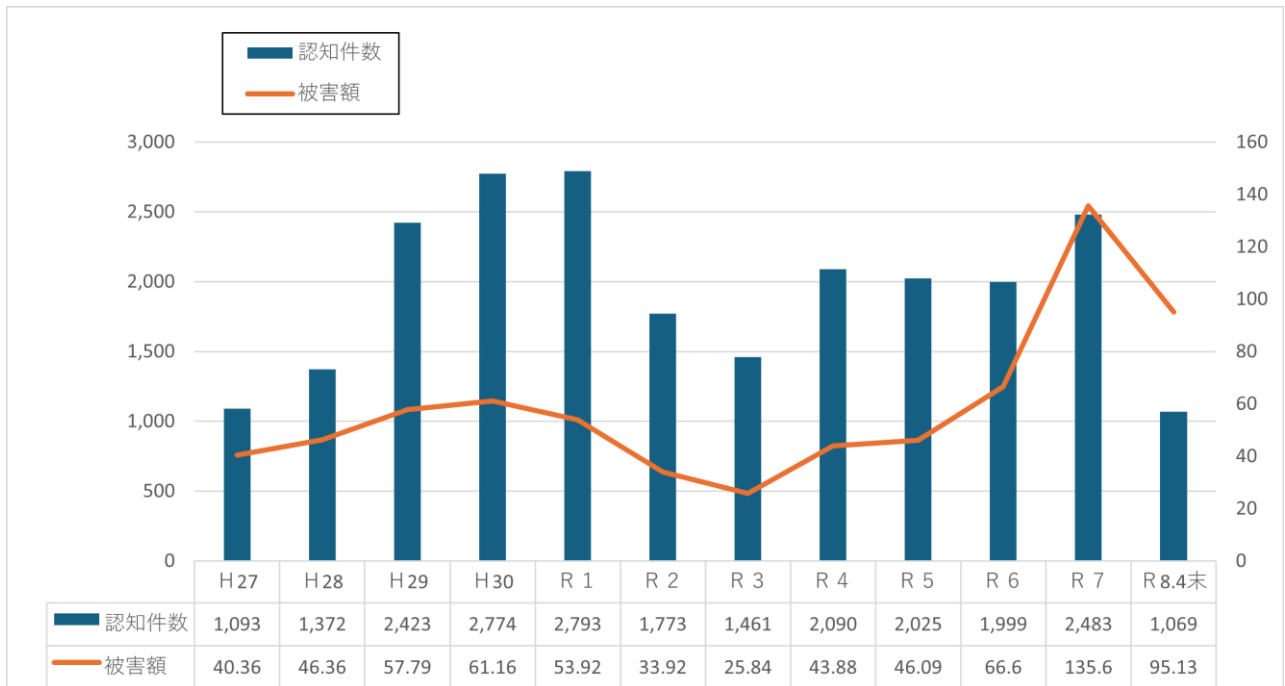


年	H14	H26	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数	190,173	67,295	61,664	58,127	53,628	46,780	41,780
年	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8.4末
認知件数	35,241	33,252	36,575	43,846	45,716	50,059	16,704

※R8は暫定値

(イ) 特殊詐欺の被害状況

特殊詐欺の令和7年の被害状況については、認知件数及び被害額ともに大幅に増加した。



年	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
認知件数	1,093	1,372	2,423	2,774	2,793	1,773
被害額	約40億 3,600万円	約46億 3,600万円	約57億 7,900万円	約61億 1,600万円	約53億 9,200万円	約33億 9,200万円
年	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8.4末
認知件数	1,461	2,090	2,025	1,999	2,483	1,069
被害額	約25億 8,400万円	約43億 8,800万円	約46億 900万円	約66億 6,000万円	約135億 6,000万円	約95億 1,300万円

※R 8.4末はSNS型投資・ロマンス詐欺の数値を含む暫定値

イ 安全・安心まちづくりの推進体制

(7) 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

身近な犯罪を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県民や関係機関が一体となった取組を推進している。県民総ぐるみで犯罪をなくしていくための規範となる「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（以下「推進条例」という。）」を平成17年4月より施行しているが、運用の課題や社会状況の変化に対応し、その実効性を高めるため、条例の一部改正を予定している。

(4) 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

推進条例に基づき、県民、地域団体、事業者、行政機関等が協働して、安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動を展開する推進母体として、平成17年5月16日に県内の関係団体・機関で構成（令和8年4月末現在161団体）する「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、県民運動を展開している。

ウ 安全・安心まちづくりの機運を高める取組

(7) 安全・安心まちづくり旬間

推進条例第11条に基づき、適切かつ効果的な安全・安心まちづくりを推進するために「安全・安心まちづくり旬間（10月11日から20日まで）」を設け、同期間において、県内一斉パトロール、見守り活動、広報啓発等の活動を集中的に実施している。

(4) 広報・啓発活動（キャンペーン等）

安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動への理解促進と各種犯罪防止を広く周知するために、街頭キャンペーン等を実施している。

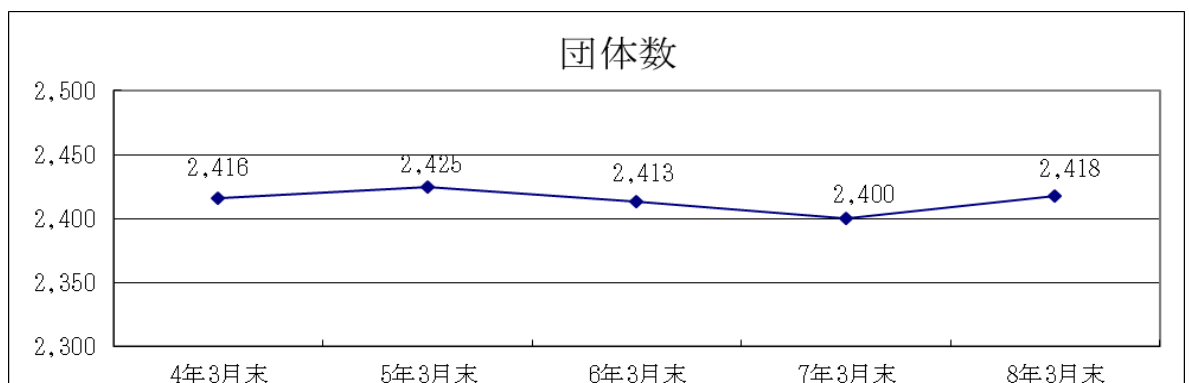
(ウ) 防犯教育の推進

県警察が推奨している防犯標語「おおだこポリス4つのおやくそく」を活用し、子供の危険を予測・回避する能力の向上を図るための防犯教育を推進している。

エ 自主防犯活動に対する支援

(7) 自主防犯活動団体等への支援

a 県内の自主防犯活動団体の団体数（県登録数）



年度	R4. 3末	R5. 3末	R6. 3末	R7. 3末	R8. 3末
団体数	2, 416	2, 425	2, 413	2, 400	2, 418

b 防犯人材育成に係るセミナー

防犯ボランティアの幅広い意見交換や自主防犯活動の促進、また、防犯ボランティアの取組を始める足掛かりとするための地域防犯ボランティアセミナーを開催している。

c 地域防犯指導（防犯人材育成）

犯罪に巻き込まれやすい子供や高齢者の防犯意識を高めるため、学校や地域で防犯への取組の際に児童や地域住民等にアドバイスできるようなポイントを実演形式や講話形式で伝える防犯指導を実施している。

d 安全・安心まちづくりに関する顕彰制度

自主防犯活動団体の更なる活性化、県民総ぐるみの取組への機運の醸成を図るため、安全・安心まちづくりの推進に特に功績があった個人・団体又は優良な事例を行った個人・団体に対して顕彰を実施している。

e 防犯ボランティアに対する事故給付金

防犯活動に取り組むボランティアが安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故により負傷等した場合に、給付金を支給する制度を設けている。

(イ) 自主防犯活動の新たな担い手づくり

a セーフティかながわユースカレッジ

自主防犯活動団体のメンバーの高齢化や固定化が進む自主防犯活動への若い世代の参加を促すため、県内の高校生や大学生等を対象とした研修会等を行う「セーフティかながわユースカレッジ」を実施し、防犯人材の裾野の拡大に努めている。

b 神奈川防犯シーガル隊の運用

若い世代の防犯ボランティアへ参画を促進し、安全で安心して暮らせる地域社会に寄与することを目的に大学生を中心とし

た自主防犯活動団体「神奈川防犯シーガル隊」を運用し、県内各地域の自主防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進している。

(ウ) 企業による活動への支援

a 地域安全協定の締結

安全で安心なまち神奈川の実現に向け、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の未然防止に関する取組に関し、企業・団体等と協定を締結し、連携した防犯活動を推進している。

令和8年1月27日に、株式会社八洋と防犯カメラ設置促進、地域における見守り活動をはじめとする地域安全活動について協定を締結した。

b 防犯CSR活動（企業による防犯活動に特化した社会貢献活動）

事業者に対して、防犯に関するCSR活動への参加の働き掛けを行い、連携した防犯活動を推進している。

(I) 情報発信

a 情報紙「くらし安全通信」による情報発信

安全・安心まちづくりの推進に向けた県の取組や県内各地域での防犯活動の事例などに関する情報を発信している。

b 「かながわポリス」、「ピーガルくん安全メール」等による情報発信

防犯情報等を神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」や電子メールで配信する「ピーガルくん安全メール」等を活用し、情報発信をしている。

オ 犯罪防止に配慮した環境整備

(7) 防犯カメラの設置支援（地域防犯カメラ設置補助事業）

安全で安心なまちづくりの実現のため、地域防犯カメラの設置や自治会等が行う防犯カメラの設置支援を行う市町村に対して、令和7年度に引き続き、国の重点支援地方交付金を活用し、補助を実施する。

平成28年度から令和7年度までの累計で計3,521台の設置に対し

て補助を行った。

(イ) 自治会、民間事業者等による防犯カメラの設置促進

防犯カメラの設置・管理に関するガイドラインを策定し、ホームページで情報提供しているほか、効果的な設置場所のアドバイス、自治体の補助金制度の紹介等を実施している。

(ウ) 防犯コンシェルジュ制度の運用

防犯環境設計や防犯建物部品に精通した防犯設備士等の防犯の専門的な知識を持つ民間の方がボランティアとして、防犯講習や防犯診断、防犯相談等を行うことにより、地域住民等による自主的な防犯活動を支援する「防犯コンシェルジュ制度」を運用している。

(2) 犯罪情勢に即した広報啓発活動の推進

県警察からの情報提供に基づき、県内で多発する犯罪について県ホームページ、X（旧Twitter）を活用し県民に広く注意喚起を行うほか、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会に参加する161団体に対し、住宅を狙った強盗事件や特殊詐欺被害防止対策などについて、わかりやすく・タイムリーに注意喚起を行っている。

2 特殊詐欺被害防止対策

(1) 効果的な広報啓発活動

ア 特殊詐欺等被害防止コールセンターの運用

特殊詐欺の電話が入電している地域の方に対する電話による注意喚起及び金融機関、コンビニエンスストア等の事業者に対する来店者への声掛け強化を依頼する「特殊詐欺等被害防止コールセンター」業務を民間事業者に委託して運用している。

イ 幅広い世代への広報啓発活動の推進

手口が悪質・巧妙化して被害者の年齢層が高齢者以外にも拡大していることから、幅広い世代を対象に注意喚起するため、SNS、チラシ等の活用やキャンペーンを通じた広報啓発活動を推進している。

このほか、俳優やプロスポーツ選手を起用した闇バイト防止啓発動画を制作し、県内の高校生に幅広く周知したほか、交通広告、イ

インターネット広告など様々な媒体を活用した広報を行っている。

ウ 特殊詐欺被害防止に関する絵本作品の作成・配布

令和5年度に公募した特殊詐欺被害防止に関する絵本について、令和6年度に引き続き、令和7年度も作成・配布を行った。

各世代で特殊詐欺について「考え・行動する」意識の醸成を図るなど、全世代を巻き込んだ啓発活動を推進した。

(2) 官民一体となった未然防止対策

ア 金融機関対策の実施

県内の金融機関に対し、高齢の顧客が高額の現金取引を申し出た際に「特殊詐欺チェックシート」を活用した声掛けや管轄警察署への通報を依頼するなど、未然防止対策を推進している。

イ コンビニエンスストア事業者との連携

県内のコンビニエンスストアに対して、顧客への「特殊詐欺チェックシート」を活用した声掛けや不審者発見時の管轄警察署への通報を依頼するなど、未然防止対策を推進している。

ウ その他関係事業者との連携

生命保険会社、警備業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ局等の協力を得られた事業者と連携し、事業活動を通じた顧客への注意喚起や被害防止に係る広報啓発活動等を推進している。

3 消費者被害未然防止・拡大防止対策の取組

(1) 消費生活相談の状況

ア 県内の相談の概要

令和7年度の相談件数は、全体で67,642件であり、そのうち65歳以上の高齢者の占める割合は32.6%、29歳以下の若者の占める割合は11.9%となっている。過去5年間の全体に占める割合を見ると、高齢者は3割程度、若者は1割程度で推移している。

(単位：件)

年 度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
全 体		55, 229	59, 661	59, 114	60, 549	67, 642
内 訳	高齢者 (65歳以上)	16, 249 29. 4%	17, 578 29. 5%	18, 492 31. 3%	20, 083 33. 2%	22, 044 32. 6%
	若者 (29歳以下)	7, 088 12. 8%	8, 128 13. 6%	7, 397 12. 5%	7, 235 11. 9%	8, 054 11. 9%

注) 内訳の上段は問合せを除く苦情相談件数で、下段は全体に占める割合。
R 6は令和7年5月31日時点における速報値。

イ 令和7年度の主な相談内容

(7) 高齢者（65歳以上）

a 化粧品の定期購入

SNSの動画広告からお試し価格で注文したところ、2回目に高額な商品が届き、定期購入だと分かった。

b 点検商法

分電盤や給湯器、屋根などを無料で点検すると電話があり、点検後に「交換しないと事故になる」など虚偽の説明で不安を煽られ、高額な契約をさせられた。

(1) 若者（29歳以下）

a 不動産貸借

賃貸アパートを退去した際、原状回復のためとして、高額な退去費用を請求された。

b 美容医療・エステ

- ・ 契約先が倒産し、施術が受けられないのにローンの引き落としが続いている。
- ・ SNSで安価なプランの広告を見て、まずは無料のカウンセリングに行ったところ、高額なプランの契約をさせられた。

(2) 消費者被害未然防止に向けた主な取組

ア 高齢者に向けた啓発

(7) 市町村との連携による啓発

消費生活相談窓口を周知する啓発物品等を作成し、市町村を通じて高齢者等に配布している。

(イ) 県警察との連携による啓発

高齢者の消費者被害や特殊詐欺の未然防止・拡大防止を呼びかける啓発物品等を作成し、県内の各警察署においてイベント等を通じて配布している。

また、悪質な訪問販売や特殊詐欺に対する注意喚起を図るため、県警察と連携し、県内の商業施設で啓発イベントを実施している。

(ウ) 広報紙による情報提供

消費生活相談窓口寄せられた相談事例の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を掲載した「かながわ消費生活注意・警戒情報」を月1回発行して、注意喚起を図っている。

イ 若者に向けた消費者教育・啓発

(ア) 学校との連携による消費者教育

学校における消費者教育を推進するため、小・中・高校生の理解度等に応じた、教材を作成・配布している。

また、令和7年度に、学校や生涯教育の場で活用できるよう、若者に多い消費者トラブル事例や対処法、生活設計、資産形成などについて、再現動画やシミュレーターで学べるデジタル教材を作成した。

さらに、学校の教員向けに、生徒に対し消費者教育を効果的に行うための研修を実施するなど、県教育委員会をはじめ関係機関と連携して取り組んでいる。

(イ) デジタル社会に対応した消費者教育等

インターネット利用の普及に伴う消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、インターネット被害未然防止講座を実施している。

また、県のホームページ上にも、インターネットやSNSに関連した消費者トラブルに係る、各種啓発動画を掲載している。

(3) 消費者被害拡大防止に向けた主な取組

特定商取引に関する法律及び神奈川県消費生活条例に基づき、商品等の売買又は役務の提供について、不当な取引行為を行う事業者に対する処分・指導を実施している。

(単位：件)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
処 分	業務停止命令	1 (0)	2 (0)	0 (0)
	業務禁止命令	1 (0)	2 (0)	0 (0)
	指 示	1 (0)	2 (0)	0 (0)
指 導		33 (14)	41 (17)	44(27)
計		36 (14)	47 (17)	44(27)

注1 () は、五都県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・静岡県）の連携による
もので内数

注2 「処分」欄の件数は措置件数、「指導」欄の件数は事業者数で集計

Ⅲ 観光振興の取組

1 神奈川県観光振興計画の改定について

(1) 改定の経緯

県では、平成21年10月に「神奈川県観光振興条例」を制定するとともに、同条例第15条第1項に基づき、平成22年3月に「神奈川県観光振興計画」（以下「計画」という。）を策定した。

現行の第5期計画は、令和5年度から令和8年度までの4年間の計画期間としており、この間の観光を取り巻く状況の変化等を踏まえ、計画を改定する。

(2) 現行計画の主な内容

現行計画では、本県の目指す姿を「観光により地域が輝く神奈川」としている。その実現に向け、5つの基本施策に「観光データの活用」、「観光資源の発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成」、「観光客の受入環境整備」、「地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション」、「観光関連産業の成長促進」を掲げ、施策の方向を示している。

(3) 改定の概要

ア 計画期間

令和9年度から令和12年度までの4年間

イ 改定の背景

新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年に1億849万人まで激減した観光客数は、令和6年に2億806万人となり、令和元年を超える過去最高値となった。

一方で、観光客一人当たりの消費単価は、全国値と比較して伸び悩んでおり、旺盛な観光需要が消費拡大につながりきっていないことや、県内の一部地域では、観光客の過度な集中による交通渋滞やマナー違反といった住民生活への影響が生じていることなどへの対応が求められている。

ウ 改定のポイント

観光を取り巻く環境の変化や国の観光立国推進基本計画を踏まえ、観光の振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図ら

れる観光立県かながわの実現に向け、今後、取り組むべき施策の方向性を検討する。

(4) 改定骨子案

別紙のとおり

(5) スケジュール（想定）

令和8年7月	神奈川県観光魅力創造協議会で改定素案を議論
9月	神奈川県観光審議会で改定素案を審議 第3回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会に改定素案を報告
10月	パブリックコメントを実施、市町村へ意見照会
令和9年1月	神奈川県観光魅力創造協議会で改定案を議論
2月	神奈川県観光審議会で改定案を審議 第1回県議会定例会文化スポーツ観光常任委員会に改定案を報告
3月	計画を改定

神奈川県観光振興計画改定骨子案

1 計画の概要（目指す姿、計画期間）

2 神奈川県の観光の状況

- (1) 前期計画期間の振り返り
- (2) 本県の特徴
- (3) 課題

3 施策の方向性

- (1) データ活用の推進
- (2) 観光資源の訴求力強化
- (3) 観光客の周遊・分散化（需要の平準化）
- (4) 観光客・住民・観光事業者の協調

4 計画における数値目標（K G I、K P I）

K G I：観光消費額

K P I：観光客数、宿泊客数、消費単価

参考指標：経済波及効果、観光客・住民・観光従事者の満足度

5 施策体系

- (1) 観光データの整備・活用
- (2) 観光客の受入環境整備
- (3) 周遊・分散プロモーション
- (4) 地域との共創

6 計画の推進体制

【参考】第5期神奈川県観光振興計画の構成

1 観光振興計画について

2 計画制定及び改定の経緯

3 本計画の目指すところ

4 計画期間

5 日本における観光をめぐる状況

6 神奈川県における観光をめぐる状況

7 7つのエリアの特徴及び観光振興施策のあり方

8 計画における数値目標

9 本計画における重点的視点

- (1) 持続可能な観光を意識した施策の展開
- (2) データを根拠とした施策の展開
- (3) 地域の特徴や意向に沿った支援施策の展開

10 施策体系

- (1) 基本施策1 観光データの活用
- (2) 基本施策2 観光資源の発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成
- (3) 基本施策3 観光客の受入環境整備
- (4) 基本施策4 地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション
- (5) 基本施策5 観光関連産業の成長促進

11 計画の推進体制

2 かながわ観光連携エリアの取組

(1) かながわ観光連携エリアの概要

県は、横浜、鎌倉、箱根に次ぐ、国内外から多くの観光客が訪れる魅力ある観光地域づくりを推進するため、令和6年度、観光の核づくり地域と周辺地域による、かながわ観光連携エリア（以下「連携エリア」という。）を形成し、各連携エリアの観光戦略を策定した。

令和7年度から連携エリアが行う取組への支援を開始し、観光の魅力や認知度の向上につなげ、更なる観光振興を図る。

(2) 連携エリアの観光戦略

連携エリアごとに、観光データの分析等も踏まえた地域特性、連携の考え方、現状と課題、主な観光資源とそれを結ぶストーリーなどを整理し、エリア全体の中長期的な今後の観光振興の方向性として策定し、連携エリアが行う周遊を促進する取組の基盤として活用している。

ア 三浦半島エリア

(ア) 構成市町村

横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

(イ) 特徴

半島性の海と山などの眺望や、色彩豊かな野菜、海の幸などの「食」の恵みがあり、海と共に育まれた歴史や文化を体感できる遺構、資源が多く存在する地域。

(ウ) キャッチコピー、ロゴマーク

遊んで、食べて、癒されて 唯一無二の三浦半島体験。



イ 県央やまなみエリア

(ア) 構成市町村

厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村

(イ) 特徴

丹沢山系の山々や水など豊富な自然に恵まれ、大山を中心に古く

からの人々の信仰を集めるなど、歴史や文化財が数多く存在する地域。

(ウ) キャッチコピー・ロゴマーク

My Recovery Place 私が私に戻れる場所



ウ 湘南西エリア

(ア) 構成市町村

平塚市、小田原市、大磯町、二宮町

(イ) 特徴

海岸と丘陵部が隣接し、良好な景観や邸園文化など、歴史や海を感じ、漁業や果物栽培等の海岸線特有の産業も息づく地域。

(ウ) キャッチコピー、ロゴマーク

湘南ノスタルジック街道



(3) 連携エリアに対する支援策

ア 補助制度

(ア) 概要

令和7年度から連携エリアの市町村や民間事業者等が行うエリア内の周遊を促進する取組に対し、補助金による支援を実施している。

今年度、民間事業者の事業の立ち上げに係る人件費・旅費等を補助対象とする制度改正を行った。

補助金総額	1億5,000万円（5,000万円×3エリア）
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・連携エリア構成市町村 ・推進組織、推進組織に属する民間事業者／団体等 ・推進組織が事業を実施することを承認した民間事業者／団体等
補助対象事業	観光戦略に位置付けられた事業、かつ、1事業当たり30万円以上の事業
補助率	1 / 3 ※次の条件を満たす場合は1 / 2 <ul style="list-style-type: none"> ・500万円以下の事業 ・1エリア当たり補助総額1,500万円以内

(イ) 公募の実施

今年度より、連携エリアごとに、観光戦略に基づきテーマを設定した上で、民間事業者の取組を広く募集する公募を開始した。

連携エリア	公募テーマ	事業内容
三浦半島エリア	ガストロノミー ツーリズム	豊かな食資源を活かしたメニュー開発や体験型プログラム等
	アドベンチャー ツーリズム	美しい自然景観やマリンアクティビティ、歴史文化施設を活かした体験型プログラム開発やスルーガイド育成等
県央やまなみ エリア	ウェルネスツ ーリズム	心身の健康の回復等を目的とした観光資源を活かした体験型プログラムの造成等
湘南西エリア	旅育	地域資源や歴史、文化、自然環境を活かした体験型プログラムの開発等
	文化ツ ーリズム	歴史や現代アートといった文化を活用した体験型プログラムの開発等
	スポ ーツツ ーリ ズム	スポーツへの参加・観戦を目的とした来訪者に対する体験型プログラムの造成等

イ その他の支援

県とかながわDMOが連携し、連携エリアの認知度向上に向けた、国内外へのプロモーション等、伴走支援を実施している。

(4) スケジュール

令和7年度	連携エリアにおける取組への支援
～令和9年度	かながわDMOによる伴走支援
令和10年度以降	連携エリア内の周遊促進